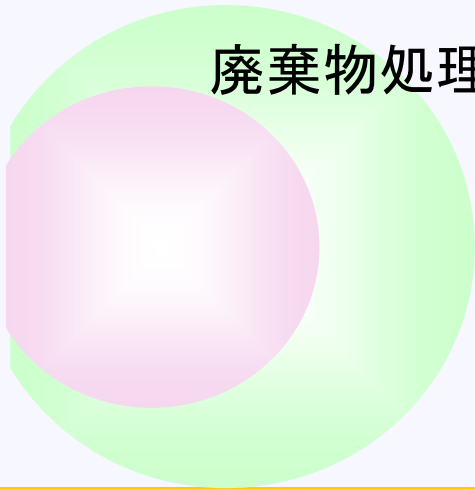


廃棄物処理法から見たプラ資源循環促進法



BUN環境課題研修事務所

主宰 長岡 文明

この法律はいろんな制度が登場し、わかりにくいと思います。

本日の私の話は、新たに登場した「許可不要制度」に絞ってお伝えします。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の概要

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じます。

- 背景
 - 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっている。
 - このため、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化する必要がある。
- 主な措置内容
 1. 基本方針の策定
 - プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、以下の事項等に関する基本方針を策定する。
 - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
 - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
 - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等
 2. 個別の措置事項

設計・製造 【環境配慮設計指針】 ● 製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを認定する仕組みを設ける。 ➢ 認定製品を国が率先して調達する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての設備への支援を行う。 	販売・提供 【使用の合理化】 ● ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき判断基準を策定する。 ➢ 主務大臣の指導・助言、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への勧告・公表・命令を措置する。 	
排出・回収・リサイクル 【市区町村の分別収集・再商品化】 ● プラスチック資源の分別収集を促進するため、容リ法ルールを活用した再商品化を可能にする。  ● 市区町村と再商品化事業者が連携して行う再商品化計画を作成する。 ➢ 主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、梱包等を省略して再商品化事業者が実施することが可能に。	【製造・販売事業者等による自主回収】 ● 製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成する。 ➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。 	【排出事業者の排出抑制・再資源化】 ● 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組みべき判断基準を策定する。 ➢ 主務大臣の指導・助言、プラスチックを多く排出する事業者への勧告・公表・命令を措置する。 ● 排出事業者等が再資源化計画を作成する。 ➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。

※：リサイクル全体でのプラスチックのフロー
 ※：施行期日：公布の日から1年以内で政令で定める日

資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行

本年4月1日から既に施行され、施行通知や認定申請の手引も出されていますが、現実的にはどのように、どの程度運用されていくのか不明な点もあります。その点ご承知おきください。

環循総発第 2204016 号
令和 4 年 4 月 1 日

各都道府県知事・各政令市市長 殿

環境省環境再生・資源循環局長

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行について（通知）

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る
製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業計画
認定申請の手引き
(1.0 版) 令和4年3月

3

2. 個別の措置事項



4

排出
・
回収
・
リサイクル

【製造・販売事業者等による自主回収】

- 製造・販売事業者等が製品等を**自主回収**・**再資源化**する計画を作成する。
 - 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。

誰が.....

製造・販売事業者等
どのような対象物に.....

プラスチック資源
どのようなことを.....

自主回収、再資源化
どのような手法、方策で.....

再資源化計画認定

＜既存規制制度の緩和＞

◎主務大臣認定の場合は

認定事業者は処理業許可不要

5

排出
・
回収
・
リサイクル

【排出事業者の排出抑制・再資源化】

- 排出事業者等が**再資源化計画**を作成する。
 - 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。

誰が..... 排出事業者

どのような対象物に..... プラスチック資源

どのようなことを..... 再資源化計画

どのような手法、方策で..... 再資源化計画認定

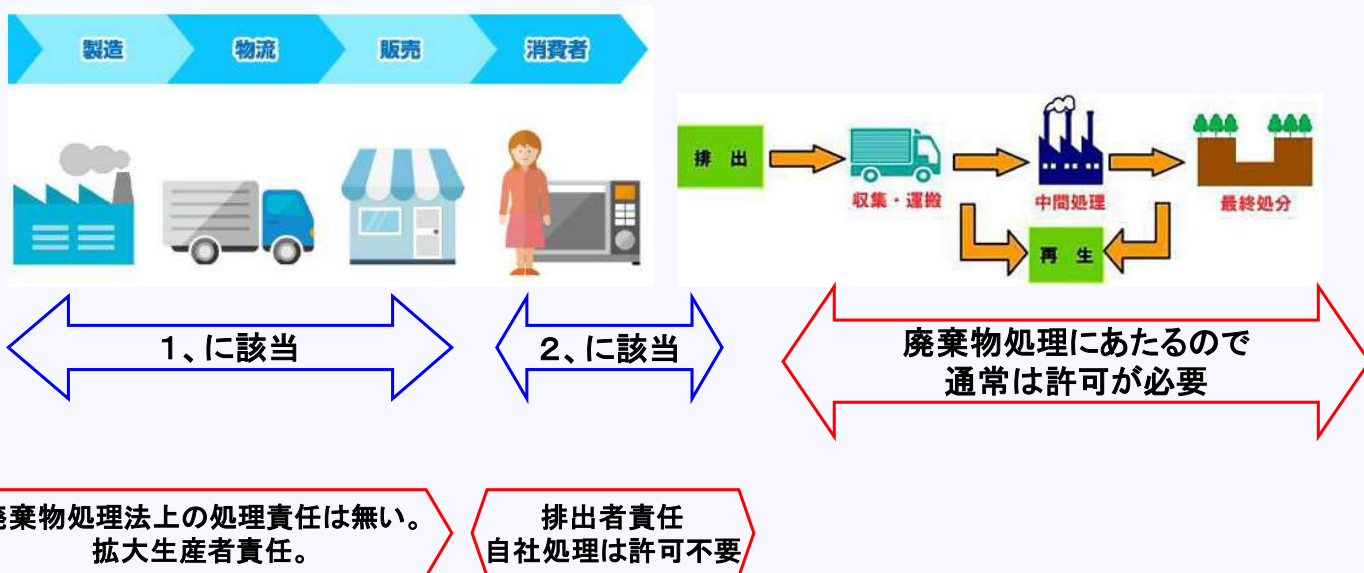
＜既存規制制度の緩和＞

◎主務大臣認定の場合は

認定事業者は処理業許可不要

6

法律で「許可不要制度」を明言しているもの。
「物」の流れと、その主体について
廃棄物処理法における位置付けを確認しておこう。
1、製造・販売者自主回収認定
2、排出事業者認定



7

法律で「許可不要制度」を明言しているもの。＜条文確認＞
1、製造・販売者自主回収認定

第六章 製造事業者等による自主回収及び再資源化 (自主回収・再資源化事業計画の認定)

第三十九条 自らが製造し、若しくは販売し、又はその行う販売若しくは役務の提供に付随して提供するプラスチック使用製品(当該プラスチック使用製品と合わせて再資源化を実施することが効率的なプラスチック使用製品を含む。)が使用済プラスチック使用製品となったものの再資源化のための使用済プラスチック使用製品の収集、運搬及び処分の事業(以下「自主回収・再資源化事業」という。)を行おうとする者(当該収集、運搬又は処分の全部又は一部を他人に委託して当該自主回収・再資源化事業を行おうとする者を含む。)は、主務省令で定めるところにより、自主回収・再資源化事業の実施に関する計画(以下この条及び次条第四項において「自主回収・再資源化事業計画」という。)を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

BUNさん注目点

自社製品だけでなく、同種の外社製品も対象物に含まれる。
自社が自ら行う時だけでなく、「委託」して行うことも想定。

8

1、製造・販売者自主回収認定＜条文確認＞

(廃棄物処理法の特例)

第四十一条 認定自主回収・再資源化事業者は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定自主回収・再資源化事業計画に従って行う使用済プラスチック使用製品の再資源化に必要な行為(一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。第三項において同じ。)を業として実施することができる。

3 認定自主回収・再資源化事業者の委託を受けて使用済プラスチック使用製品の再資源化に必要な行為を業として実施する者(認定自主回収・再資源化事業計画に記載された第三十九条第二項第五号に規定する者に限る。)は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定自主回収・再資源化事業計画に従って行う使用済プラスチック使用製品の再資源化に必要な行為を業として実施することができる。

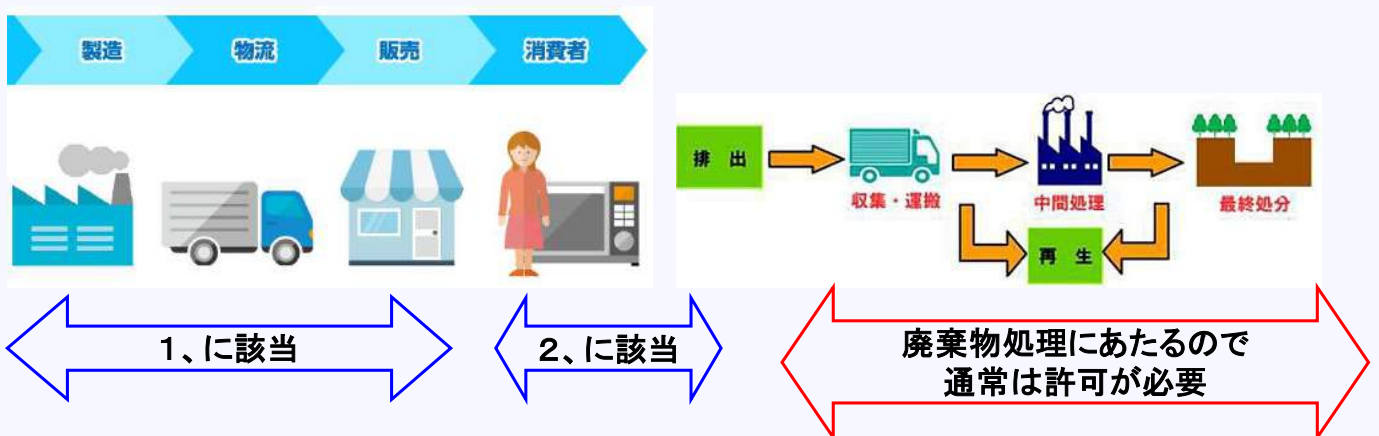
第41条第1項→認定事業者そのものは一般廃棄物・産業廃棄物について収集運搬・処分ともに許可不要

第41条第3項→認定事業者からの委託者も一般廃棄物・産業廃棄物について収集運搬・処分ともに許可不要

9

「製造・販売者」は排出者ではないので、本来は許可が必要であるが、「自主回収認定」を受ければ、許可不要。

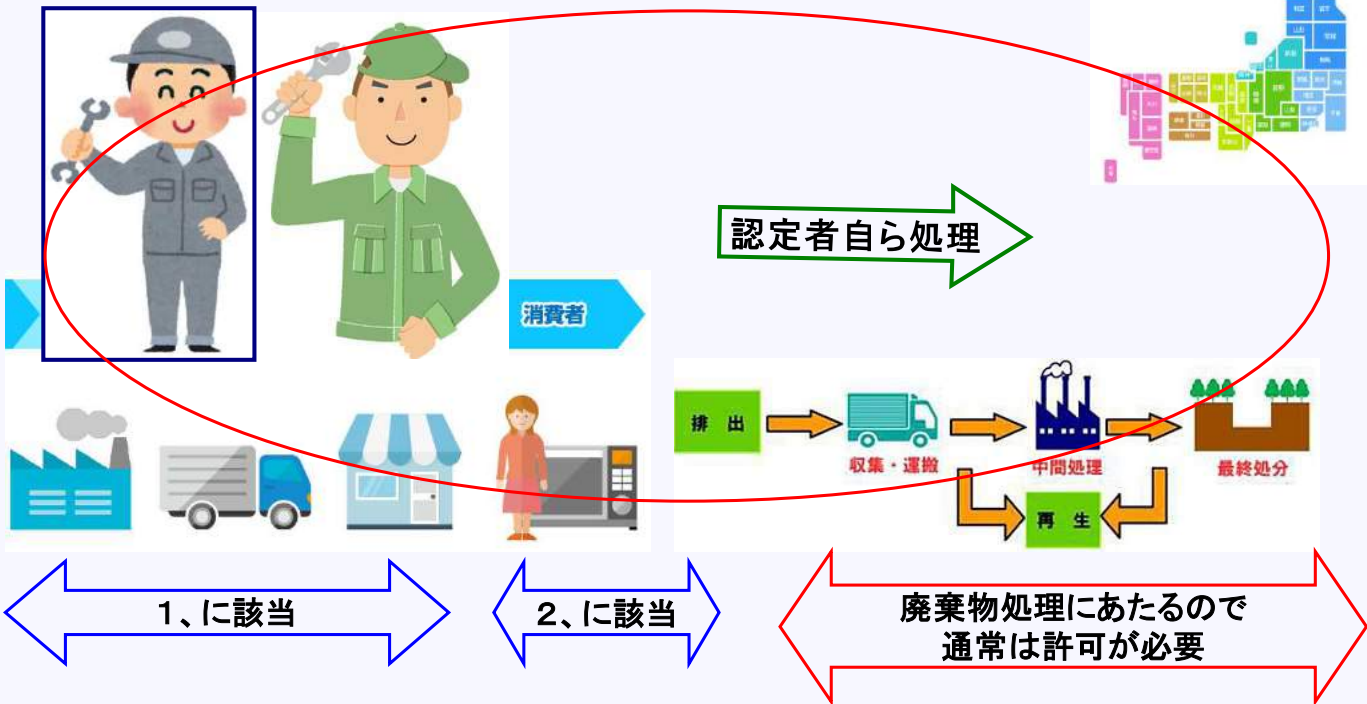
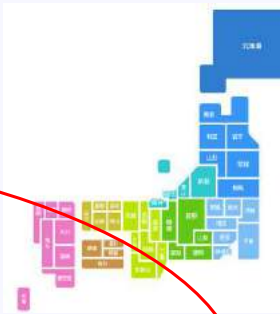
さらに、「自主回収認定」を受けた「製造・販売者」の委託を受ければ、その受託業者も、許可不要。



廃棄物処理法上の処理責任は無い。
拡大生産者責任。

排出者責任
自社処理は許可不要

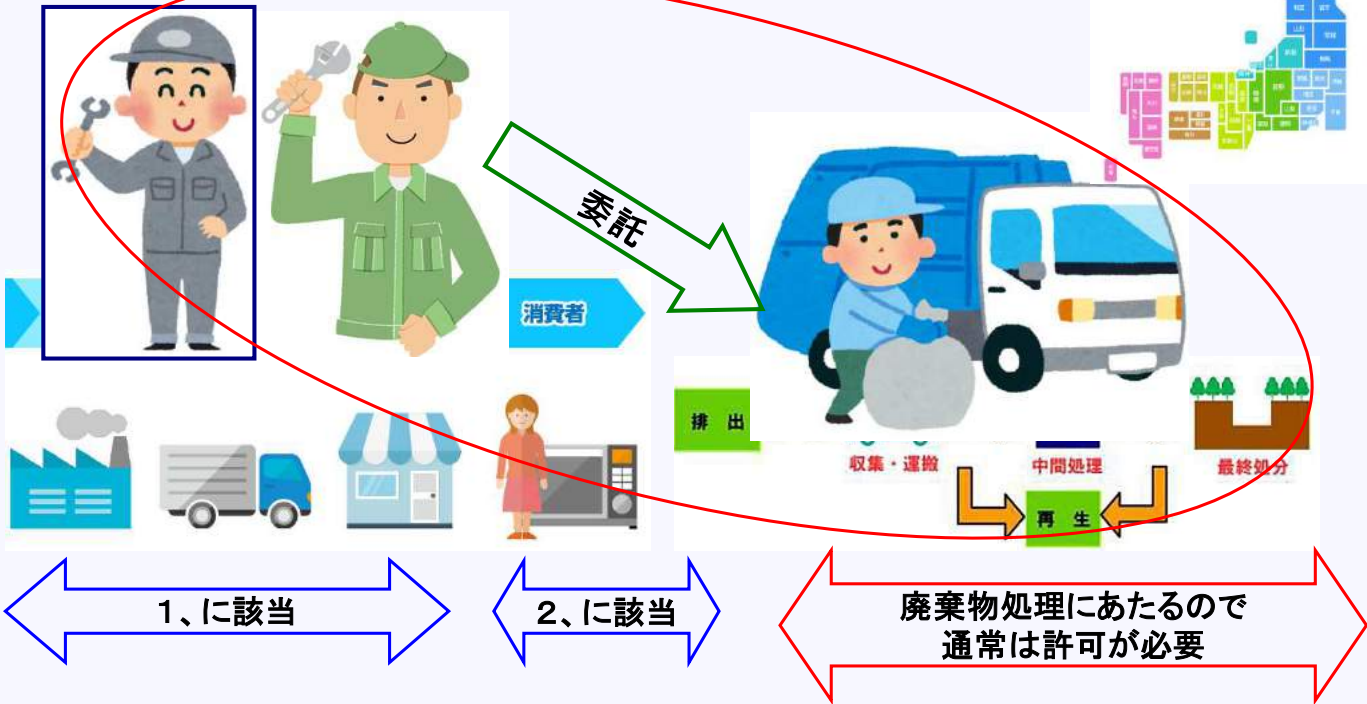
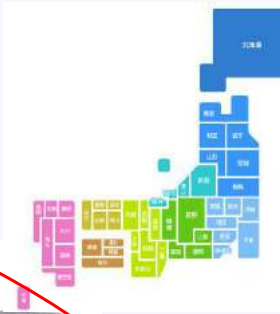
「1、製造・販売者自主回収」(41条1項認定)



廃棄物処理法上の処理責任は無い。
拡大生産者責任。

排出者責任
自社処理は許可不要

「1、製造・販売者自主回収」(41条3項認定)



廃棄物処理法上の処理責任は無い。
拡大生産者責任。

排出者責任
自社処理は許可不要

「1、製造・販売者自主回収」の認定を受けるには



(自主回収・再資源化事業計画の認定)

第三十九条

2 自主回収・再資源化事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 申請者が法人である場合においては、その役員の氏名及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名
- 三 申請者が個人である場合において、政令で定める使用人があるときは、その者の氏名
- 四 自主回収・再資源化事業の内容
- 五 使用済プラスチック使用製品の収集、運搬又は処分の全部又は一部を他人に委託しようとする場合には、その者の氏名又は名称及びその者が行う収集、運搬又は処分の別
- 六 使用済プラスチック使用製品の収集又は運搬の用に供する施設
- 七 使用済プラスチック使用製品の処分の用に供する施設の所在地、構造及び設備
- 八 使用済プラスチック使用製品の再資源化に関する研究開発を行おうとする場合には、その内容
- 九 その他主務省令で定める事項

13

「1、製造・販売者自主回収認定」の内容に変更



(自主回収・再資源化事業計画の変更等)

第四十条 前条第三項の認定を受けた者(以下「認定自主回収・再資源化事業者」という。)は、同条第二項第四号から第七号までに掲げる事項を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 認定自主回収・再資源化事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 認定自主回収・再資源化事業者は、前条第二項第一号から第三号まで、第八号又は第九号に掲げる事項を変更したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

変更認定

- 四 自主回収・再資源化事業の内容
- 五 委託者
- 六 収集又は運搬の用に供する施設
- 七 処分施設の所在地、構造及び設備

事後届出

- 一 申請者の氏名又は名称
- 二 役員の氏名
- 三 申請者が個人(まず無い)・・・
- 八 再資源化の内容
- 九 その他主務省令で定める事項

許可は不要であるが、複雑な諸手続。

14



このように「許可不要制度」と言うものの、フリーハンドという訳ではない。

その手続きは許可とあまり変わらないのではないのか

既存制度である大臣広域認定や小型家電R法と同レベルの「メリット」「デメリット」の感じがする。

自治体ごとの許可は不要という点ではメリット
特に一般廃棄物について許可不要になるのはメリット

事業内容、それを担う受託業者(リサイクラー)の変更はもちろん、使用する処理施設の変更も事前の変更認可が必要。(文言上は使用する車両の変更もこれに該当)

(1) 法第 41 条において許可業者とみなされて適用される廃棄物処理法の規定

廃棄物処理法	認定自主回収・再資源化事業者	受託者
第6条の2第6項 (排出事業者の委託先を許可業者に限定)	— (法に基づき第39条第2項第5号に規定する者への委託が可能であるため、適用対象外)	○
第7条第13項 (一般廃棄物処理基準の遵守)	○	○
第7条第14項 (委託禁止)	— (第7条第14項は適用されず、法に基づき第39条第2項第5号に規定する者への委託が可能)	○
第7条第15項及び第16項 (帳簿の記載及び保存)	○	— (申請者である認定自主回収・再資源化事業者が実施するため、適用されない)
第7条の5 (名義貸しの禁止)	○	○
第12条第5項 (排出事業者の委託先を許可業者に限定)	○	— (委託禁止であるため適用されない)
第12条の4第1項 (架空マニフェスト交付禁止)	○	○
第14条第12項 (産業廃棄物処理基準の遵守)	○	○
第14条第13項及び第14項 (処理困難通知及び保存)	○	○
第14条第15項 (処理の受託先を許可業者に限定)	○	○
第14条第16項	—	○

認定制度における認定事業者とその受託者の廃棄物処理法諸規定の適用関係。その1「認定手引」から引用。

(委託禁止)	(法に基づき第39条第2項第5号に規定する者への委託が可能)	—
第14条第17項 (帳簿の記載及び保存)	○	(申請者である認定自主回収・再資源化事業者が実施するため、適用されない)
第14条の3の3 (名義貸しの禁止)	○	○
第19条の3 (改善命令)	○	○

(2) 法第 41 条において認定自主回収・再資源化事業者を「処分者等」とみなすことにより適用される規定

廃棄物処理法	認定自主回収・再資源化事業者	受託者
第19条の4 (措置命令)	○	(申請者である認定自主回収・再資源化事業者に適用されるため、適用されない)
第19条の10において読み替えて準用する第19条の4 (一般廃棄物に関する措置命令の準用)	○	(申請者である認定自主回収・再資源化事業者に適用されるため、適用されない)

廃棄物処理法	認定自主回収・再資源化事業者	受託者
「当該保管、収集、運搬若しくは処分を…助けた者(第19条の5第1項第5号)」として適用される規定		
第19条の5 (産業廃棄物に関する措置命令)	○	○
第19条の10において読み替えて準用する第19条の5 (産業廃棄物に関する措置命令の準用)	○	○
「運搬受託者」、「処分受託者」として適用される規定		
第12条の3第3項から第5項 (産業廃棄物管理票の送付及び回付)	○	○
第12条の3第9項及び第10項 (産業廃棄物管理票の保存)	○	○
第12条の4第2項から第4項 (虚偽の管理票の交付等の禁止)	○	○
第12条の5第3項、第4項及び第6項 (電子情報処理組織の使用)	○	○
第12条の6第1項から第3項 (勧告及び命令)	○	○
「何人も」として適用される規定		
第16条 (投棄禁止)	○	○
第16条の2 (焼却禁止)	○	○
第16条の3 (指定有害廃棄物の処理の禁止)	○	○
「一般廃棄物若しくは産業廃棄物又はこれらであることの疑いのある物の収集、運搬又は処分を業とする者」として適用される規定		
第18条第1項 (報告の徴収)	○	○
第19条第1項 (立入検査)	○	○

認定制度における認定事業者とその受託者の廃棄物処理法諸規定の適用関係。

その2

「認定手引」から引用。

「処理業許可不要」というだけで、他の規定はほとんど同じ。

産業廃棄物なら委託契約書やマニフェストも必要。

不適正な行為があれば改善命令や措置命令の対象になる。

認定制度から外れた運用では「無許可」となる。

産業界(販売者等から)からの規制緩和の要望が強いにもかかわらず、なぜ、このような制度を想定しているのか



付帯決議

- プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案に対する付帯決議
 - 令和三年六月三日
 - 参議院環境委員会
- 政府は、本法の施行に当たり、次事項について適切な措置を講ずべきである。
- 5、製造事業者等の自主回収・再資源化事業計画及び排出事業者の再資源化事業計画に係る認定による廃棄物処理法の特例について、当該特例の運用が廃棄物処理法の趣旨にもとることがないよう、各事業者に対し適切な指導・監督を行うこと。

廃棄物処理法の趣旨にもとることがないよう



目的: 生活環境の保全及び公衆衛生の向上

業許可制度

処理施設許可制度

使用機材、法人役員
の届出

•構造基準

•維持管理基準

•処理基準

悪臭、飛散、流出、地下浸透、害虫、鼠

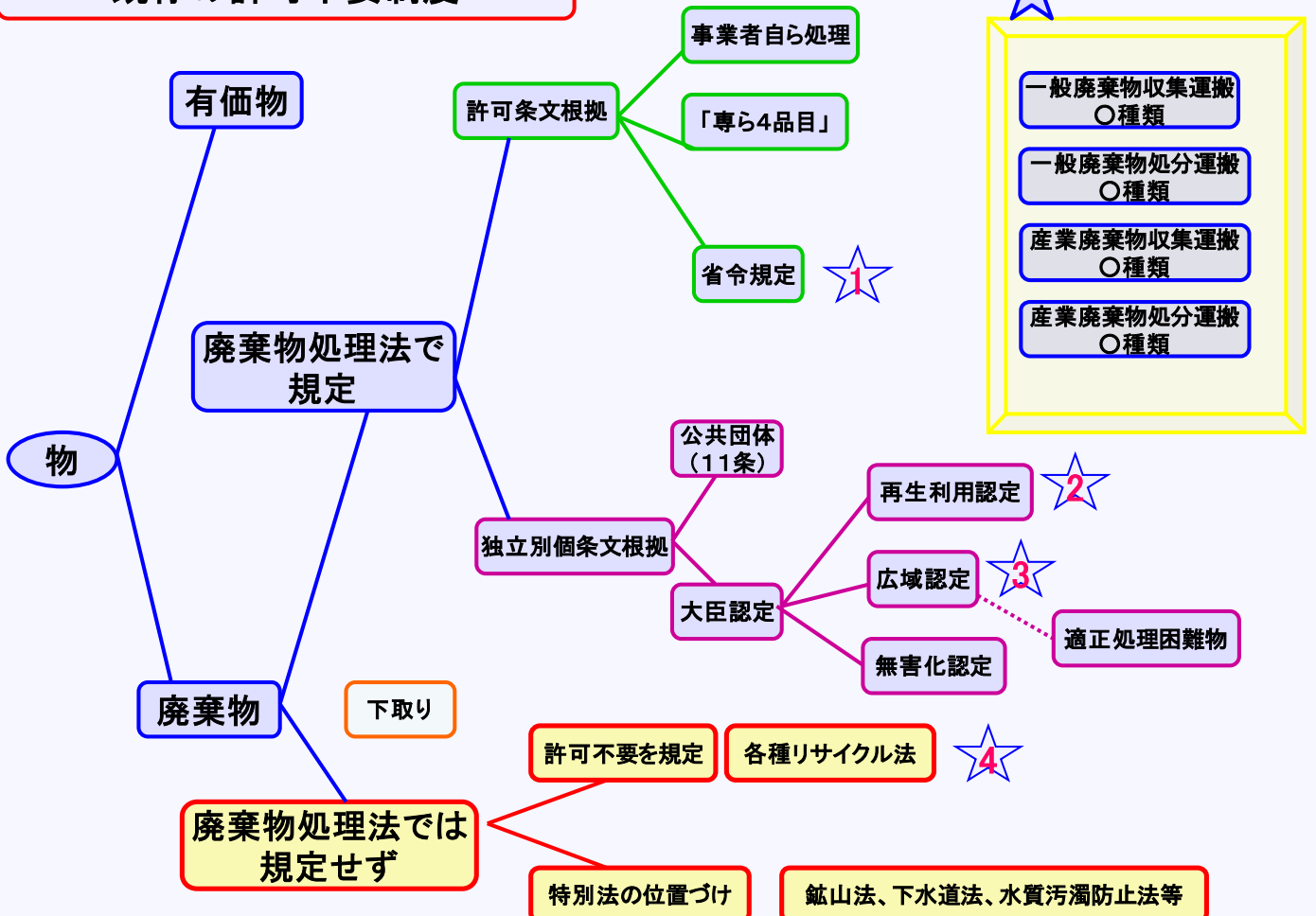
車両表示

•委託基準

委託契約書

マニフェスト

既存の許可不要制度



なぜ、既存制度は活用しにくいのか。

「物」「行為者」「エリア」が限定される。

容り法→分別基準に適合した「物」に限定

知事・市町村長指定→「エリア」限定

広域認定→「自社製造物」限定

下取り→5つの要素

自り法、家電、小電R法→「物」「行為者」限定

21

再掲

排出 ・ 回収 ・ リサイクル	【排出事業者の排出抑制・再資源化】
	<ul style="list-style-type: none">● 排出事業者等が再資源化計画を作成する。<ul style="list-style-type: none">➤ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。

誰が…………… 排出事業者
どのような対象物に…… プラスチック資源
どのようなことを…………… 再資源化計画
どのような手法、方策で… 再資源化計画認定

＜既存規制制度の緩和＞

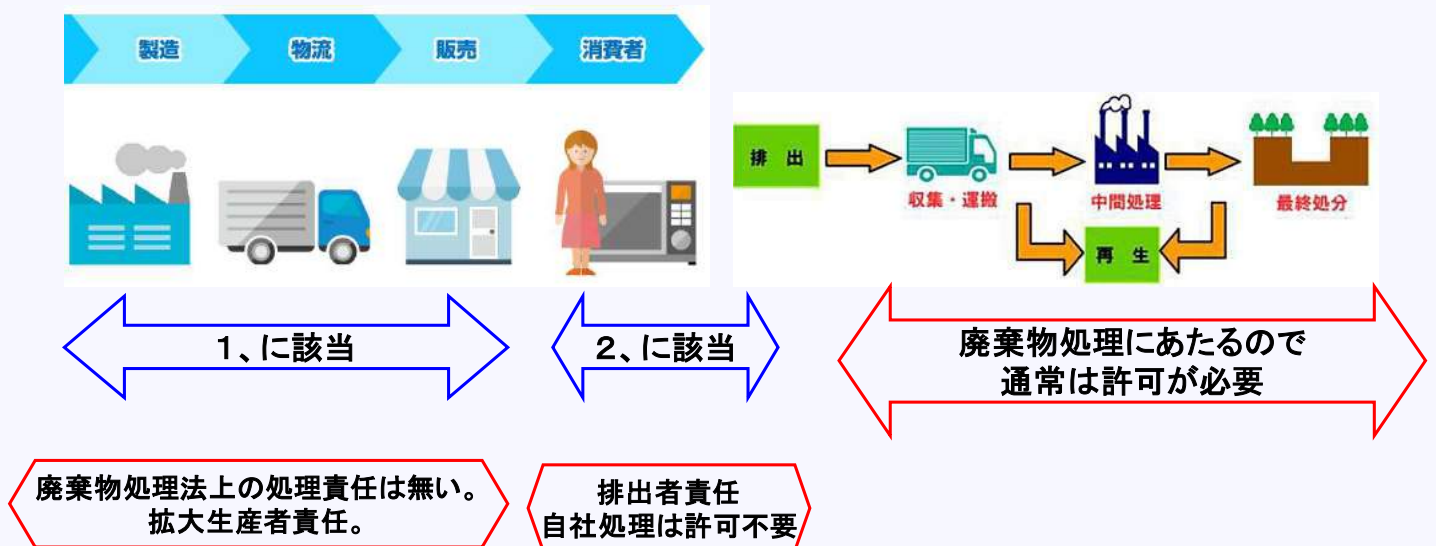
◎主務大臣認定の場合は
認定事業者は処理業許可不要

22

本来、「排出者」が自分の廃棄物を処理する場合は、許可不要。

この制度は、「再資源化計画認定」を受けた

- (1)「排出事業者」の委託を受ければ、その受託業者は、許可不要。
- (2)認定自体を「複数の排出事業者から委託される」として、認定を受けた者(排出事業者の共同処理をイメージ?)は、許可不要。



23

法律で「許可不要制度」を明言しているもの。〈条文確認〉
2、排出事業者認定

(再資源化事業計画の認定)

第四十八条 次に掲げる者は、主務省令で定めるところにより、プラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化のためのプラスチック使用製品産業廃棄物等の収集、運搬及び処分の事業(以下「再資源化事業」という。)の実施に関する計画(以下この条及び次条第四項において「再資源化事業計画」という。)を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

一 自らが排出するプラスチック使用製品産業廃棄物等について再資源化事業を行おうとする排出事業者(当該プラスチック使用製品産業廃棄物等の収集、運搬又は処分の全部又は一部を他人に委託して当該再資源化事業を行おうとする者を含む。)

二 複数の排出事業者の委託を受けて、これらの者が排出するプラスチック使用製品産業廃棄物等について再資源化事業を行おうとする者(当該プラスチック使用製品産業廃棄物等の収集又は運搬の全部又は一部を他人に委託して当該再資源化事業を行おうとする者を含む。)

24

2、排出事業者認定<条文確認>

(廃棄物処理法の特例)

第五十条 認定再資源化事業者(第四十八条第一項第一号に掲げる者に限る。)の委託を受けてプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為(産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。以下この項において同じ。)を業として実施する者(認定再資源化事業計画に記載された同条第二項第六号に規定する者に限る。)は、廃棄物処理法第十四条第一項又は第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定再資源化事業計画に従って行うプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為を業として実施することができる。

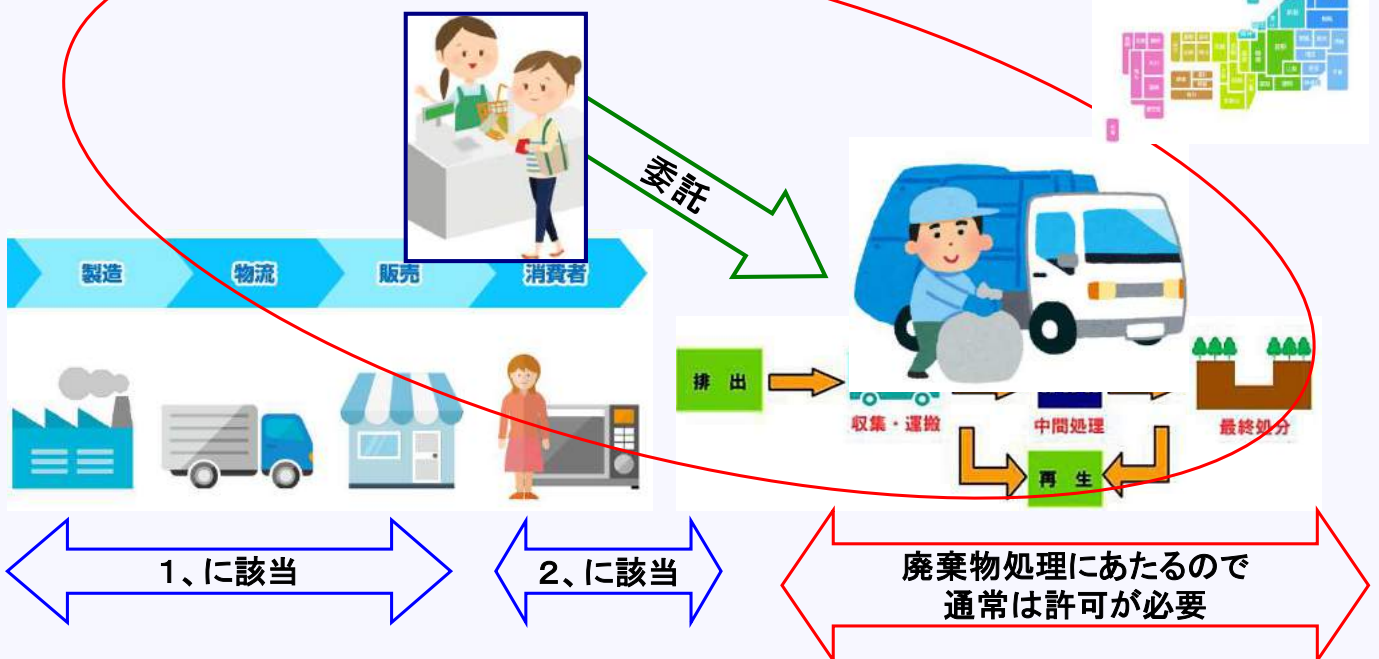
第五十一条 認定再資源化事業者(第四十八条第一項第二号に掲げる者に限る。以下この条において同じ。)は、廃棄物処理法第十四条第一項又は第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定再資源化事業計画に従って行うプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為(産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。)を業として実施することができる。

第50条第1項→認定事業者からの委託者は産業廃棄物について収集運搬・処分ともに許可不要

第51条第1項→認定事業者(複数排出事業者委託)は産業廃棄物について収集運搬・処分ともに許可不要

25

2、排出事業者認定(50条認定)

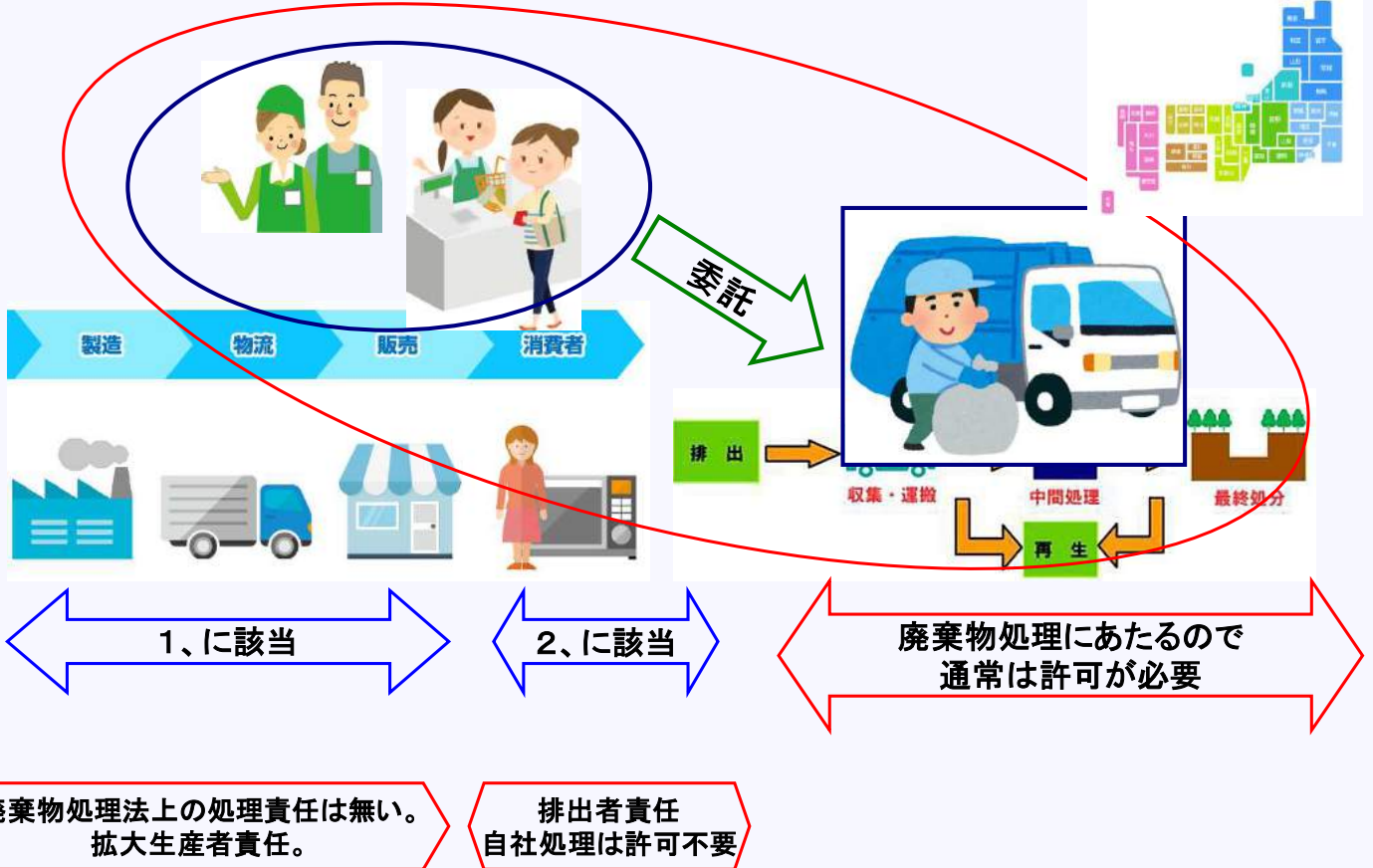


廃棄物処理法上の処理責任は無い。
拡大生産者責任。

排出者責任
自社処理は許可不要

26

2、排出事業者認定(51条認定)



27

2、排出事業者認定の内容に変更時の手続きについては「1、製造・販売者自主回収認定の内容に変更」と同じなのでここでは省略。



と言うことは...

「許可不要制度」と言うものの、フリーハンドという訳ではない。

その手続きは許可とあまり変わらないのではないかと

既存制度である大臣広域認定や小型家電R法と同レベルの「メリット」「デメリット」の感じがする。

自治体ごとの許可は不要という点ではメリット

事業内容、それを担う受託業者(リサイクラー)の変更はもちろん、使用する処理施設の変更も事前の変更認可が必要。(文言上は使用する車両の変更もこれに該当)

28

【市区町村の分別収集・再商品化】

- プラスチック資源の分別収集を促進するため、容り法ルートを活用した再商品化を可能にする。



＜プラスチック資源の例＞

- 市区町村と再商品化事業者が連携して行う再商品化計画を作成する。
 - ▶ 主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、梱包等を省略して再商品化事業者が実施することが可能に。

排出
・
回収
・
リサイクル

誰が……………

排出、回収である市町村
どのような対象物に……プラスチック資源
どのようなことを……………再商品化
どのような手法、方策で・

容り法活用、民間連携

＜既存規制制度の緩和＞

◎主務大臣認定の再商品化事業の場合
選別、梱包等省略

29

容器包装R法に規定する許可不要制度

容器包装R法第37条

1. 指定法人

2. 認定特定事業者

3. 1 or 2の委託を受ける者

一般廃棄物収集運搬業
又は
一般廃棄物処分業
許可不要

容器包装R法第37条（廃棄物処理法の特例等）

第三十七条 指定法人、認定特定事業者又はこれらの者の委託を受けて分別基準適合物の再商品化に必要な行為（一般廃棄物の運搬又は再生に該当するものに限る。）を業として実施する者（当該認定特定事業者から委託を受ける者にあつては、第十五条第二項第六号に規定する者である者に限る。）は、廃棄物処理法第七条第一項又は同条第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該行為を業として実施することができる。

2 指定法人は、前項に規定する行為を他人に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

30

法律で「市町村容リ法活用ルート」を明言しているもの。＜条文確認＞

プラ新法（容器包装再商品化法の特例）

（再商品化の委託）

第三十二条 市町村は、分別収集物（環境省令で定める基準に適合するものに限る。第三十六条において同じ。）の再商品化を、容器包装再商品化法第二十一条第一項に規定する指定法人（第三十六条において「指定法人」という。）に委託することができる。

（再商品化計画の認定）

第三十三条 市町村は、単独で又は共同して、主務省令で定めるところにより、分別収集物の再商品化の実施に関する計画（以下この条及び次条第四項第一号において「再商品化計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2 再商品化計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（1号～5号略）

六 分別収集物の収集、運搬又は処分（再生を含む。次項第四号ロ、第三十九条第三項第三号ロ及びハ並びに第四十八条第三項第三号ロ及びハを除き、以下同じ。）を行う者の氏名又は名称及びその者が行う収集、運搬又は処分の別

31

法律で「市町村容リ法活用ルート」を明言しているもの。＜条文確認＞

プラ新法（容器包装再商品化法の特例）

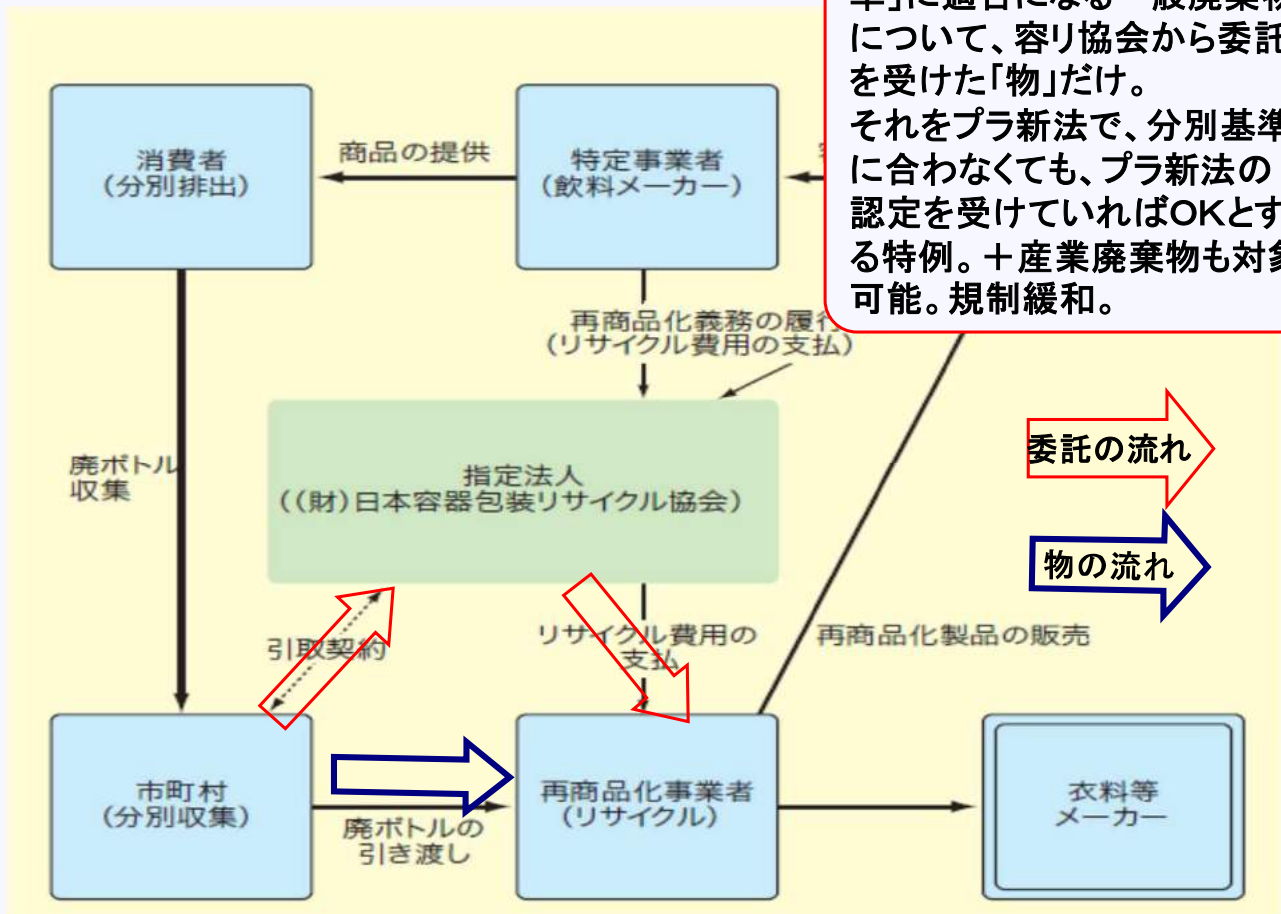
第三十五条 認定再商品化計画に記載されたプラスチック容器包装廃棄物については、これを容器包装再商品化法第二条第六項に規定する分別基準適合物とみなして、容器包装再商品化法の規定を適用する。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

第二条 6 この法律において「分別基準適合物」とは、市町村が第八条に規定する市町村分別収集計画に基づき容器包装廃棄物について分別収集をして得られた物のうち、環境省令で定める基準に適合するものであって、主務省令で定める設置の基準に適合する施設として主務大臣が市町村の意見を聴いて指定する施設において保管されているもの（有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化をする必要がない物として主務省令で定める物を除く。）をいう。

32

「市町村容リ法活用ルート」 容器包装リサイクル法のスキーム



容リ法で許可不要となるのは、容リ法省令で定める「分別基準」に適合になる一般廃棄物について、容リ協会から委託を受けた「物」だけ。それをプラ新法で、分別基準に合わなくても、プラ新法の認定を受けていればOKとする特例。+産業廃棄物も対象可能。規制緩和。

33

法律で「市町村容リ法活用ルート」を明言しているもの。<条文確認>

プラ新法第36条

(廃棄物処理法の特例)(趣旨が変わらない程度に簡略表現にしています)

第三十六条 第三十二条の規定により市町村の委託を受けて分別収集物の再商品化に必要な行為(一般廃棄物又は産業廃棄物の運搬又は処分に該当するものに限る。)を実施する**指定法人**又は**指定法人の再委託**を受けて分別収集物の再商品化に必要な行為を業として実施する者は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該行為を**業として実施**することができる。

2 廃棄物処理法第六条の二第二項の規定にかかわらず、第三十二条の規定により市町村が分別収集物の再商品化に必要な行為(一般廃棄物の運搬又は処分に該当するものに限る。)を指定法人に委託する場合の基準は、政令で定める。

3 指定法人は、市町村の委託を受けた分別収集物の再商品化に必要な行為(**産業廃棄物の運搬又は処分に該当するものに限る。**)を他人に再委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

1 指定法人(容リ法協会)は、一般廃棄物・産業廃棄物ともに収集運搬業者、処分業許可不要。

指定法人の再委託を受けて業として実施する者(リサイクラー)は、一般廃棄物・産業廃棄物ともに収集運搬業者、処分業許可不要。

2、3項は次頁の委託、受託関連。

34

法律で「市町村容リ法活用ルート」を明言しているもの。〈条文確認〉

(廃棄物処理法の特例)(趣旨が変わらない程度に簡略表現にしています)

第三十六条

4 指定法人(市町村の委託を受けて分別収集物の再商品化に必要な行為を実施する場合に限る。)は、廃棄物処理法の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

5 指定法人の再委託を受けて分別収集物の再商品化に必要な行為を業として実施する者は、廃棄物処理法第六条の二第六項、第七条第十三項及び第十四項並びに第七条の五の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)又は廃棄物処理法第十二条の四第一項、第十四条第十二項から第十六項まで及び第十四条の三の三の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

4 指定法人(容リ法協会)は、一般廃棄物・産業廃棄物ともに収集運搬、処分業許可業者とみなす。

5 指定法人の再委託を受けて業として実施する者(リサイクラー)は、委託、受託関係も一般廃棄物業者、産業廃棄物業者とみなす。

35

既存の許可不要制度も種々有るが、それぞれに一長一短。
廃棄物処理法で許可制度を設定している限り、ノールールと言う訳にはいかない。

既存の規制は、それなりの経緯、理由かあって制度化されたもの。

そのルールを撤廃、緩和しようと言うのが、許可不要制度。
規制緩和は、どの要因について「緩和」「撤廃」しようとしているのか？

「物」「主体」「エリア」「行為」どの要因についてなのか？

こういったことを勘案すると、プラ新法の新たな許可不要制度は次のような形になるのではないか(あくまで推測)

36

1、製造・販売者自主回収認定

2、排出事業者認定

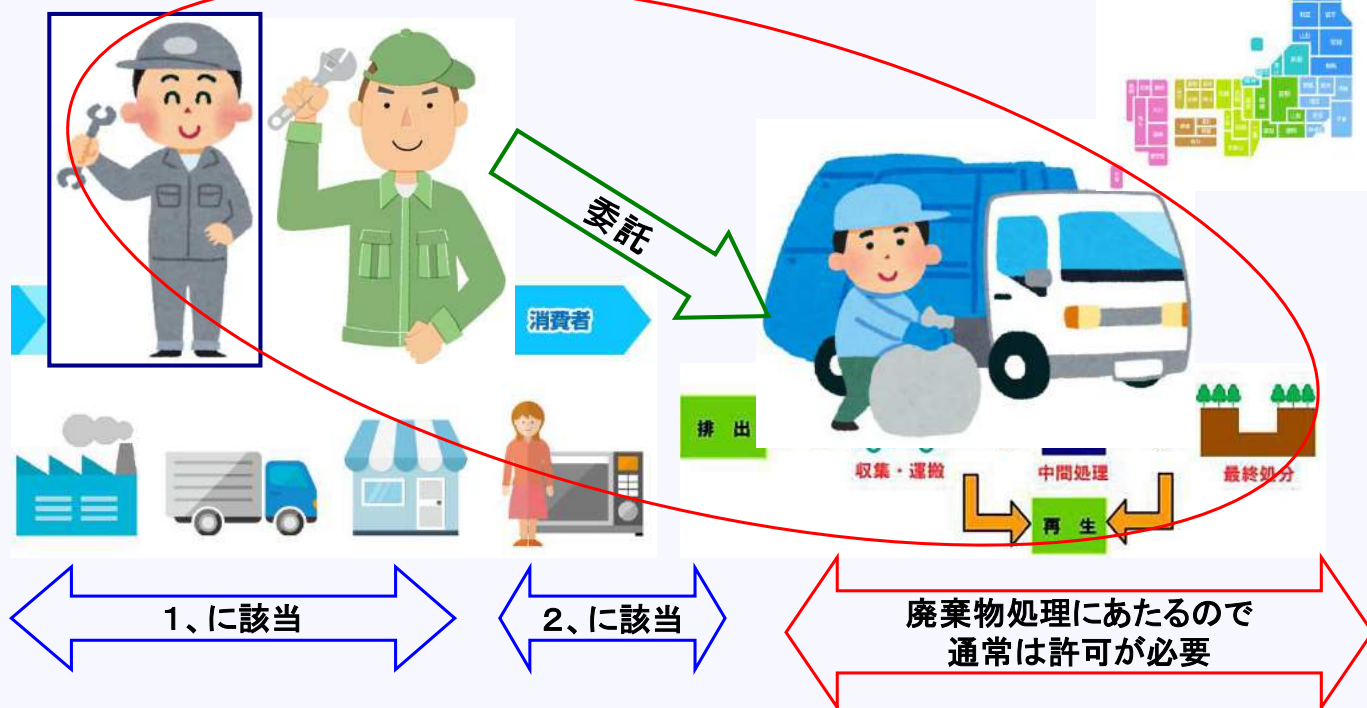
については、認定申請する「立場」こそ違うが、実質的には大きな違いは無いように思える。

- ・認定者そのものが廃プラスチック類の処理を行うケースは少ない。
- ・認定者から委託を受けたりサイクリャーが実際の処理を行うケースが多い。
- ・知事、市町村長からの個々の業許可は不要となる。
- ・特に製造・販売者自主回収認定の一般廃棄物処理業許可不要は大きい。
- ・手続き的にはそれ程のメリットは無いのではないか。

3、容り法活用ルート

- ・取り組む市町村しだい。
- ・部外者(多くの世間一般の人達)から見ると、外形上は変わらず。
国民→「市町村から指示される分別方法」に従って、排出すればよい
市町村→プラ新法の趣旨も踏まえて、新たな「計画」の策定。
とは言うものの、受け皿が無くては計画は策定出来ない。
- ・現実的には、国、容り協会が提示する「メニュー」に沿った計画の策定。
- ・処理業界→市町村が乗ってこれる処理施設、分別手法を提示、提案。
これができる処理業者は「許可不要」で全国展開が可能となる。

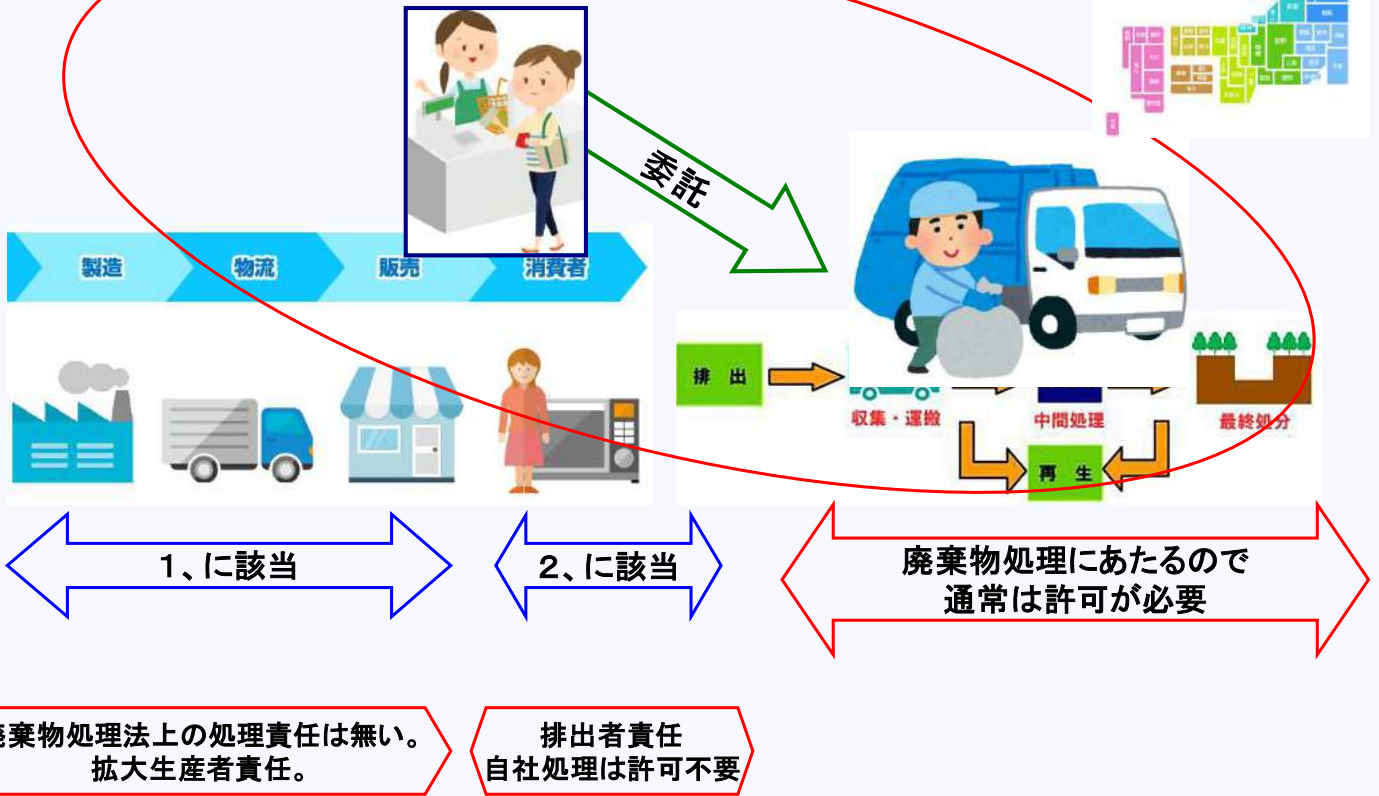
「1、製造・販売者自主回収」(41条3項認定)



廃棄物処理法上の処理責任は無い。
拡大生産者責任。

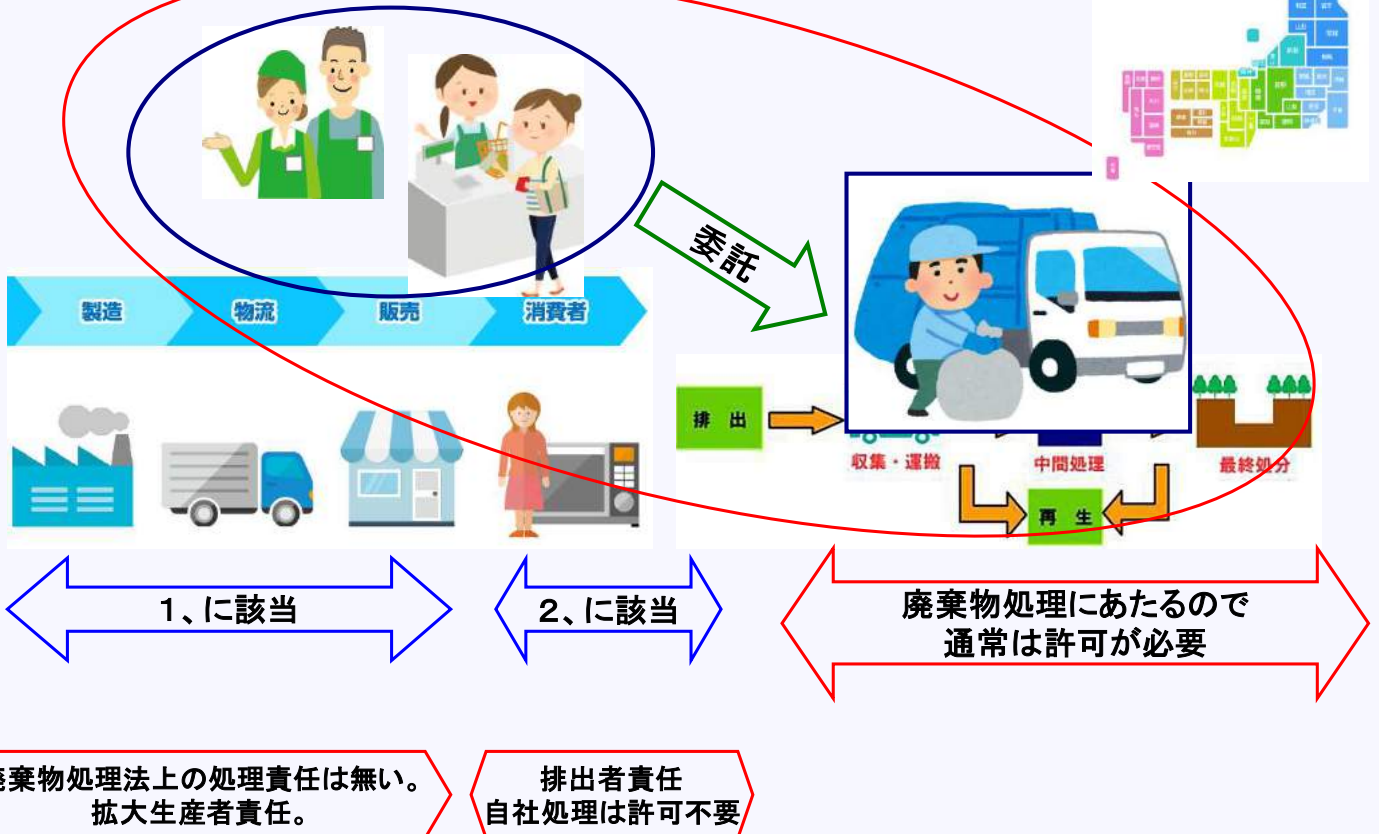
排出者責任
自社処理は許可不要

2、排出事業者認定(50条認定)



39

2、排出事業者認定(51条認定)



40

廃棄物処理法から見たプラ資源循環促進法



BUN環境課題研修事務所

主宰 長岡 文明